

研究活動上の不正防止等に関する運営・管理体系図

【研究活動上の不正防止への対応】

【公的研究費の運営・管理】

不正行為予備調査委員会

- ・不正行為に係る通報事案の予備調査の実施
- ・調査結果を院長へ報告
- ＜組織＞委員長: 統括管理責任者
- ①統括管理責任者、②事務局長、③研究倫理教育責任者、④被通報者が所属する部局長、⑤統括管理責任者が指名する者

不正行為調査委員会

- ・不正行為に係る通報事案の本調査の実施
- ・調査結果を院長へ報告
- ＜組織＞委員長: 統括管理責任者
- ①統括管理責任者、②研究倫理教育責任者、③倫理委員長が委員会の議決を経て指名した有識者、④法律・研究倫理関係の専門知識を有する外部有識者

※赤字: ガイドラインで設置が求められる組織・部門

最高管理責任者 (院長)

- ・センター全体を統括する最終責任者

統括管理責任者

(副院長・倫理委員会委員長)
研究活動上の不正行為への対応

(事務局長)
公的研究費の運営・管理

- ・最高責任者を補佐し、センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ

研究倫理教育責任者
(医療局長・倫理委員会副委員長)

- ・研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つ

コンプライアンス推進責任者
(事務局次長)

- ・公的研究費の不正使用を防止するために適切な措置を講ずる

研究者・事務職員等

通報窓口
(事務局次長)

- ・研究費の不正使用・研究活動上の不正行為に関する通報を受け付ける窓口

不正使用調査委員会

- ・不正使用に係る通報事案の調査の実施
- ・調査結果を院長へ報告
- ＜組織＞委員長: 統括管理責任者
- ①統括管理責任者、②被通報者が所属する部局長、③事務局総務課長、④会計・法律関係の専門知識を有する外部有識者、⑤その他院長が指名する者

不正防止計画推進部署
(事務局経営課)

- ・不正防止計画の推進・検証



内部監査部門

- ・内部監査(書面、実地)の実施
- ・内部監査結果を院長へ報告
- ＜組織＞責任者: 院長
- ①院長、②事務局総務課長、③事務局医事課長

公的研究費の運営・管理担当課
(事務局経営課)

- ・公的研究費の経費・執行管理等
- ・相談窓口、通報窓口の事務

相談窓口

- ・公的研究費の事務処理手続及び使用に関するセンター内外からの相談を受け付ける窓口